

公民科（現代社会）学習指導案

指導者 高山望

1 実践（研究）テーマ 生徒の主体的学習を促す授業の工夫～知的好奇心と双方向性を重視して～

2 日時 平成22年11月4日（木） 第5時限（13：50～14：45）

3 場所 高等学校1年1組教室

4 対象 （高等学校）第1学年1組 40名（男子17名，女子23名）

5 単元（教材）名 自立した消費者への道 （教科書 p111，資料集 p122）

6 本時の展開

（1）本時の目標

- 消費者問題を安全性や販売方法の面から調べる。
- 消費者主権が具体的にどのような権利として保障されているかを理解する。

（2）学習の展開

	学習内容・学習活動（生徒）	指導上の留意点（教師）	評価の観点 評価規準・（評価方法）
（5分） 導入	<消費者主権> ◎ 契約についての簡単なクイズに答える。 ◎ 「消費者主権が実現されるためには何が必要か」を意識する。	◎ 契約は自由意思に基づくこと，それゆえ責任を伴うことに触れる。 ◎ 教科書 p110 冒頭「消費者主権」の考え方を紹介する。	【興味・関心】 題材について関心をもって参加している。（挙手・回答の観察）
（45分） 展開	<消費者問題の発生と消費者運動> ◎ 教科書 p110 の年表から，深刻な被害を出した事例も多いことや，訪問販売やサラ金被害も多いことを確認する。 ◎ 消費者としての「失敗体験」を話し合い，発表する。 ◎ ケネディ大統領が提唱した「消費者の四つの権利」の内容を教科書で調べる。 ◎ 高度成長期に消費者保護行政が進んだことを年表で確認する。 <現代の消費者問題> ◎ なぜ若者や高齢者が多く被害を受けているか理由を考えて話し合い，発表する。 ◎ クーリングオフ制度，PL法，消費者契約法について資料集 p124 で確認し，消費者としての自覚の重要性を意識させる。	◎ 「にせ牛缶」を紹介した上で，近年相次いだ「消費期限偽装」に触れ，現代でも起こりうる問題であることを押さえる。 ◎ 身の回りの体験があれば発表させ板書する。または，指導者の体験を紹介する。 ◎ 類似した用語があることに触れ，用語を正確に知っておく必要性を指摘する。 ◎ 教書の意味を簡単に説明する。 ◎ 教科書 p110 の年表による。 ◎ 教科書 p111 の「契約者の特徴」に着目させる。 ◎ 個人の注意と同時に，法律や制度面の整備も必要なことを押さえる。 ◎ 法律の改正が，保護政策から自立支援政策に変わってきたことの反映であることを指摘する。	【興味・関心】 題材について関心をもって学習に向かっている。（観察） 【技能・表現】 話し合いに参加している。積極的に発表する。（観察・発表） 【思考・判断】 資料を活用し考察している。（観察） 【技能・表現】 話し合いに参加している。他の発表を聞く姿勢がある。（観察・発表） 【思考・判断】 資料を活用し考察している。（観察）
（5分） まとめ	◎ 本時の振り返りをする。 ◎ 次時の予告をする。	◎ 資料集 125 の末尾「だまされるな！消費者」を紹介する。消費者問題については，「家庭基礎」でも学ぶことを予告する。	

7 授業参観者に見てもらいたいポイント

- | |
|--|
| ◎ 生徒が話し合いに参加したり発表を聞くなど学びあっているか。
◎ 発問と具体的説明が，生徒の学習意欲と知的好奇心を高めるものとなっているか。 |
|--|